

超音波洗淨装置
仕様書

北海道道立病院局

1 品名及び数量

超音波洗浄装置 一式

2 構成内容

- | | |
|-----------------------------|----|
| (1) 本体 | 2台 |
| (2) 4段フリーラック | 2個 |
| (3) 専用バスケット (W500×D240×H50) | 8個 |
| (4) 中性洗浄剤 | 2本 |

3 技術的要件の概要

本調達物品に係る性能・機能及び技術等（以下「性能等」という。）の要求要件（以下「技術的要件」という。）は、次のとおり。

- (1) 技術的要件は、北海道立江差病院が必要とする最低限の要求要件を示していることから、入札機器の性能等がこれを満たしていないとの判断がなされた場合には、入札参加決定の対象から除外する。
- (2) 入札機器の性能等が技術的要件を満たしているか否かの判断は、入札機器に係わる仕様書及びその他の入札説明書で求める提出書類の内容を審査して行う。
- (3) 入札機器のうち、医薬品医療機器等法に基づく製造承認が必要な医療機器に関しては、入札時点でその承認を得ている物品であること。
- (4) 医薬品医療機器等法対象外の入札機器は、原則として入札時点で製品化されていること。ただし、入札時点で製品化されていない機器によって応札する場合は、本仕様書に示す技術的要件を全て満たすことが可能であることを証明する技術的資料、納入期限までに製品化され納入できることを保証する開発計画書及び確約書を提出すること。

4 性能等に係る技術的要件

- (1) 構造については次の要件を満たすこと。

1-1 洗浄槽内容量

1-1-1 内寸法については、幅 540×奥行 550×高さ 450 mm以下とする。

1-1-2 容積については 140 リットル以上とする。

1-2 洗浄槽材料

1-2-1 洗浄槽については SUS316 とする。

1-2-2 洗浄槽保温については、外面に耐熱繊維系保温剤を貯付していることとする。

1-3 扉

1-3-1 扉開時に槽内よりラックを引き出せるよう、手前に倒して開ける手動開閉式とする。

1-3-2 透明強化ガラスとポリカーボネートによる二重窓とすること。

- (2) 制御については次の要件を満たすこと。

2-1 制御方式

2-1-1 主制御はシーケンサー制御とする。

2-1-2 容易に操作できるよう、ディスプレイは液晶タッチパネル式とする。

- (3) 機能については次の要件を満たすこと。

3-1 超音波

3-1-1 超音波洗浄の水位を、低水位／高水位と切替え可能とすること。

3-1-2 超音波洗浄の洗浄方式を次の3種類から選択が可能とすること。

- ・超音波のみ
- ・超音波ージェットの交互運転
- ・超音波ージェットの混合運転

3-1-3 超音波洗浄液再使用を目的とする、リザーブタンクを標準で内蔵していること。

3-2 乾燥

3-2-1 加熱した内気を循環送風して乾燥が行えるものとする。

3-2-2 消毒ユニットを標準で内蔵し、排気設備を不要とする。

3-2-3 エアフィルタの交換を不要とする。

3-3 安全装置

3-3-1 漏電ブレーカーによる過負荷時、漏電時電源遮断できること。

3-3-2 洗浄槽オーバーフロー水位検出による異常時出力停止できること。

3-3-3 循環ポンプの過電流検出による異常時出力停止できること。

3-3-4 乾燥ファンの過電流検出による異常時出力停止できること。

3-3-5 乾燥ヒーターの過昇検出による異常時出力停止できること。

3-3-6 扉からの水漏れ検出による異常時出力停止と自動排水できること。

3-3-7 運転中又は槽内温度、水位条件により扉開不可であること。

3-3-8 その他各種異常検出による異常時出力停止できること。

3-3-9 扉開閉動作時の扉自重軽減と急な開動作軽減できること。

3-3-10 運転中扉締付をロックする構造であること。

3-3-11 洗浄槽のオーバーフロー排水回路を有すること。

3-3-12 扉からの水漏れ受けパンと排水回路を有すること。

(4) 保守体制等に係る要件

4-1 納入後1年間は保証期間として、消耗品以外の全ての部品の無償保証に応じること。

4-2 年365日24時間体制であり、電話受付対応及びコール後、当施設に到着し、緊急修理の対応が迅速に可能なこと。

(5) その他の要件

5-1 北海道立江差病院職員に対する操作指導として、納入時又は設置後、北海道立江差病院において操作トレーニングを実施すること。

5-2 取扱説明に関する教育訓練は、北海道立江差病院が指定する日時と場所で実施すること。

5-3 本仕様書に明記されていない事項及び疑義が生じた場合には、速やかに北海道立江差病院担当者と協議の上、その指示に従うこと。

5 納入期限

平成29年12月18日(月)

6 設置場所

北海道檜山郡江差町字伏木戸町484番地

7 据付調整など

- (1) 搬入、据付調整及び設置は落札者が責任を持って行い、納入先の追加負担が生じないこと。
- (2) 設置に伴い不要となる既設装置の搬出、撤去及び処分についても落札者が責任を持って行い、納入先の追加負担が生じないこと。
- (3) 搬入日や据付調整方法等については、事前に納入先担当者と打合せの上決定すること。
- (4) 据付調整の際は、納入担当者の指示する場所に設置し、体裁良く処理すること。
- (5) 設置完了後、正常に稼働することを確認するとともに、操作担当者に操作説明を行い、引き渡すこと。